

令和2年 第10回 農業委員会総会

日時 令和2年10月26日（月）午後3時

場所 糸満市役所 3-C 会議室

農業委員

会長 国吉 真昭	代理 大本 秀子	1番 大城 真由美	2番 山城 学
3番 久保田 政子	4番 百次 成仁	5番 杉本 雄靖	6番 山城 弘美
7番 長嶺 安浩	8番 宮里 良淳	9番 玉城 正智	10番 金城 義幸

農地利用最適化推進委員

1番 長嶺 栄	2番 金城 正弘	3番 長嶺 淳二	4番 大城 久
5番 賀数 宏	6番 伊敷 幸隆	7番 幸地 豊	8番 我謝 久男
9番 伊礼 幸清	10番 新垣 芳隆	11番 山城 隆次	12番 山城 満
13番 志茂 政安	14番 安谷屋健治		

【欠席委員】

1番推進員 長嶺 栄 9番推進員 伊礼幸清

【職務のために出席した職員】

大城 勝雄 金城 伊作 赤嶺 貢

【議事録署名人】

1番農業委員 大城 真由美 2番農業委員 山城 学

【議事日程】

日程第1	議案第51号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第2	議案第52号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第3	議案第53号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議案第54号	農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
日程第5	議案第55号	農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について

令和2年 第10回 総会 議事録

事務局	今回、新しく農業委員や推進委員に生られた方がいますので、農業委員や推進委員の役割等について少しだけ説明を致します。 ———農政課、農業委員会事務局より約30分説明を行った——— これより令和2年第10回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。 それでは会長よろしくお願いします。
会長	【開会のあいさつ】 皆さんこんにちは。新しく農業委員が3名、推進委員6名が変わりまして、第17期の農業委員と言う事で一緒に頑張っていきましょう。それでは令和2年第9回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人は1番農業委員の大城真由美委員、2番農業委員山城学委員でお願いします。次回調査委員は、3番農業委員の久保田政子さん、4番農業委員の百次成仁さん、2番推進委員の金城正弘さんでお願いします。 【議事日程】 日程第1 議案第51号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（14件） 日程第2 議案第52号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（3件） 日程第3 議案第53号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（5件） 日程第4 議案第54号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について（4件） 日程第5 議案第55号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について（12件） 【議題の審議】
会長	それでは審議に入ります。議案51号農地法第3条第1項の規定による許可申請について事務局説明願います。
事務局	それでは2ページをお開き下さい。1番から3番は関連します。1番は座波の1筆で売買による所有権移転であります。2番、3番を説明し3年間の使用

	貸借権の設定であります。4番と5番は関連致します。4番は米須の1筆で5番の大度の土地と交換による所有権の移転であります。6番は米須の1筆で贈与による所有権の移転であります。7番は新垣の1筆で5年間の使用貸借権の設定であります。8番7番と関連致します。新垣の1筆で売買による所有権移転であります。こちらの受人は名護市の方であります。ご主人が新垣でマンゴーを育てておりまして、毎日の様に通っており、大丈夫だろうと思い今回入れております。9番は米須の2筆で売買による所有権移転であります。委員さんのあっせんにより成立であります。10番は摩文仁の1筆で贈与による所有権移転であります。11番は大度の2筆で売買による所有権移転であります。12番は座波の2筆で売買による所有権移転であります。13番は小波蔵と喜屋武の各1筆で売買による所有権移転であります。14番は喜屋武の1筆で贈与による所有権移転であります。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは委員のみなさんのご意見ご質問をよろしくお願いします。
会長	時間を置いて、質問なければ、農業委員へ確認します。議案51号は可としてよいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは議案51号は可とします。次に議案52号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局説明願います。
事務局	それでは、6ページをお開き下さい。1番と2番は関連します1番は糸洲の2筆で第1種農地で一般住宅への転用であります。2番も糸洲の2筆で第1種農地で駐車場建設への転用であります。3番は新垣の1筆で第2種農地で貸駐車場となっております。
会長	現地調査員の報告をお願いします。
委員	現地を調査しましたので報告します。1番と2番は関連しますのでまとめて報告します。申請地は第1種農地であり、原則は不許可であります。不許可の例外で集落接続に該当するため一般住宅、駐車場への転用は問題ないものと判断しました。3番は段差等があり、小数団の生産性の高くない2種農地であり貸駐車場への転用は問題ないものと判断しました。以上です。

会長	ありがとうございました。只今の案件について、疑問質問等があればよろしくをお願いします。 質問が無ければ、只今の案件可としてよろしいでしょうか？
委員	異議なし。
会長	それでは議案 52 号は可とします。次に議案だい 53 号について事務局説明をお願いします。
事務局	それでは 16 ページをお開き下さい。1 番は大度の 1 筆で第 2 種農地で進入路を予定しており売買による所有権移転であります。2 番は米須の 1 筆で第 1 種農地で農家住宅を予定しており使用貸借権の設定であります。3 番は阿波根の 1 筆で第 2 種農地で一般住宅を予定しており使用貸借権の設定であります。4 番は阿波根の 1 筆で第 2 種農地で一般住宅を予定しており使用貸借権の設定であります。5 番も阿波根の 1 筆で第 2 種農地で給排水設備を予定しており使用貸借権の設定であり、転用面積は 216 の内 12.62 m²です。4.5 番は関連しております。以上です。
会長	現地調査員の報告をお願いします。
委員	現地報告をします。1 番は第 2 種農地で生産性の高くない農地であり転用は問題ないものと判断しました。2 番は第 1 種農地であり原則不許可であります。が、例外の集落接続に該当するため農家住宅への転用は問題ないものと判断しました。3 番は宅地、山林等に囲まれた小数団の農地で生産性の高くない第 2 種農地であり一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。4 番と 5 番は関連しておりますので一括で、申請地は宅地、山林、段差等に囲まれた小数団の農地で生産性の高くない第 2 種農地であり一般住宅と給排水設備への転用は問題ないものと判断しました。委員の皆さんのご審議をお願いします。
会長	ありがとうございます。只今の案件について、疑問質問等があればよろしくをお願いします。 質問等ありませんか？質問なければ只今の案件可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。

会長	それでは、議案第 53 号は可とします。次に議案第 54 号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について、事務局説明願います。
事務局	それでは 28 ページをお開き下さい。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について、——読み上げて同意を求める——
会長	只今の案件について、同意としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、議案 54 は同意とします。次に議案第 55 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農地利用計画について、事務局説明願います。
事務局	それでは、35 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化法利用権設定について 2-283～2-294 までを読み上げて説明。
会長	只今の案件について、疑問質問がありましたらお願いします。
委員	亡くなった方の相続等を行わないのか？ 途中で返してほしい場合は？3 条との違いは？
事務局	代表相続人を設定すれば可能で、相続人の 3 分の 2 の同意があれば可能。 返してほしい場合等については、双方の合意によります。 法律が違います。3 条は農地法でこれは基盤強化促進法です。また、3 条は 4,000 m²必要です。
会長	他にありませんか？なければ只今の案件可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	以上で本日の総会を終了いたします。
議事録署名人 1 農業委員 大城真咲 2 農業委員 山内みづ子	